

【学級閉鎖等の臨時休業、児童生徒等の出席停止措置の取扱いについて】※変更部分は太字

	1月11日～3月2日	3月3日～当面の間
学 校 ・ 保 育 P C R 検 査 対 応 の 学 校	<p>感染者が感染可能期間に登校し、他者との接触があった場合</p> <p>○学級閉鎖、接触者等の出席停止措置（感染者との最終接触日の翌日から5日間）</p> <p>→濃厚接触者の学校・保育 PCR 検査の実施</p> <p>※接触者の検査は行わない（申込不要）</p> <p>→名護市教育委員会は、閉鎖の範囲に応じて、その者の発熱等の風邪症状の有無を確認した上で解除の判断を行う。</p>	<p>感染者が感染可能期間に登校し、他者との接触があった場合</p> <p>○学級閉鎖、接触者等の出席停止措置</p> <p>→濃厚接触者及び接触者の学校・保育 PCR 検査の実施</p> <p>※検査申込みから結果通知まで学級閉鎖（概ね3～5日間）</p> <p>※検査申込みから結果通知を含め感染者との最終接触日の翌日から5日以上となることが想定される場合は、検査実施について学校教育課と相談する。</p> <p>→名護市教育委員会は、閉鎖の範囲に応じて、その者の検査の結果及び発熱等の風邪症状の有無を確認した上で解除の判断を行う。</p>

補足1) 濃厚接触者の出席停止の期間に変更はありません。（感染者と最後に濃厚接触した日の翌日から起算して7日間）

補足2) 学校・保育 PCR 検査対応の学校において、検査を実施しない場合や同意を得られない場合等は、下記の接触者 PCR 検査センターの案内をお願いします。

・ 沖縄県中部接触者 PCR 検査センター <http://okinawa-pcr-kensa.com/>

・ 沖縄県南部接触者 PCR 検査センター <http://nannbu.okinawa-pcr-kensa.com/>

補足3) 教職員が接触者となり出勤しない取扱いとする場合は、「感染者との最終接触日の翌日から72時間経過した後に、発熱等の風邪症状がないこと」または、「接触者センター（補足2）における監査結果（陰性）と発熱等の風邪症状がないこと」のどちらかを出勤の目安として下さい。※接触者となるかどうかの判断は、感染症対策や接触の状況を確認した上で、各学校でお願いいたします。

補足4) 学校に抗原簡易検査キットがある場合は、文部科学省発出の手引きに従い、必要に応じて、適切な活用をお願いいたします。

【対応に係る留意点】※変更なし

- 学校において、濃厚接触者や感染者周辺の検査対象となる者を特定するための「候補者リスト」等を作成、提示する場合には、
 - ・感染者を含め、児童生徒等のプライバシーに配慮すること。
 - ・適切なリストを作成するため、特定の教職員のみならず過度な負担がかからないようにすることに配慮しつつ、管理職の指示に基づき組織的に実施すること。